

令和 2 年 10 月 14 日
環境生活部ダイバーシティ社会推進課

「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例(仮称)」 のあり方(中間案)について

1 検討状況

県では、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて、性的指向・性自認についても社会の理解が広がり、性の多様性を認め合うよう、新たな条例について、今年度内の制定をめざし、検討を進めています。

これまで、県内の L G B T などの当事者アンケートの実施(令和 2 年 7 月)、学識者及び当事者支援団体代表等で構成する「多様な性的指向・性自認に関する三重県条例(仮称)」検討会議の開催(8 月、2 回)、経済団体や労働組合、学校などの各方面への個別聴取の実施などを行ってきました。

こうしたことから、性的指向・性自認についての、「社会全体(県民)の理解を深めること」、「相談や情報提供などの支援による不安の解消」、「地域、学校、職場など暮らしにおける困難の解消」に向けて取り組むべきであると考えます。

2 条例の名称

「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例(仮称)」

一人ひとりの性の多様性が尊重され、性のあり方にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会づくりを三重県全体で進めるという目的を表す、わかりやすい名称を考えています。

3 条例のあり方(中間案)の概要 (図は資料 1-2)

(1) 条例の目的 (資料 1-3 P1)

この条例は、性的指向及び性自認の多様性が尊重される社会の推進に関する基本理念を定め、県、市町、県民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、全ての人の性の多様性が尊重され、多様な生き方を認め合う社会(以下「性の多様性が尊重される社会」という。)の実現に寄与することを目的とします。

性的指向... 自己の恋愛又は性的な関心の対象についての指向

性自認 ... 自己の性別についての認識

(2) 基本理念(資料 1-3 P5)

施策のあり方

性の多様性に関する施策の推進は、性的指向及び性自認にかかわらず、「人権の尊重がなされる」、「社会参画の保障と能力発揮の機会の確保」、「多様な生き方の選択ができる」よう、行われなければならない旨をうたいます。

共通認識

「性的指向又は性自認を理由に不当な差別的取扱いをしてはいけないこと」、「カミングアウトの強制(及び禁止)やアウティングはしてはいけないこと」が、社会の共通認識となり、差別等の未然防止につながるよう、訓示的な規範として明示します。

カミングアウト...本人自身が、自発的に他者に知られていない自らのことを表明すること

アウトティング ...カミングアウトの内容を本人の同意なく、他の人に伝えること

(3) 各責務・県の基本計画 (資料 1-3 P7)

県は、この条例に掲げる、啓発・広報、教育の推進、相談対応等、社会生活・社会参加における対応等の基本的な施策に関して、次期男女共同参画基本計画及び実施計画に取組を位置づけ、男女共同参画審議会において審議し、毎年、施策の実施状況について公表するとともに、施策の実施にあたっては、性の多様性に配慮し、国、市町等と連携、協力します。

市町は、市町が実施する施策において、性の多様性に配慮するよう努めることとします。

県民、事業者、教育関係者の責務として、性の多様性についての理解を深め、性の多様性が尊重される社会の実現に向けて努めることとします。

(4) 基本的施策

啓発・広報 (資料 1-3 P9)

県は、県民、事業者等の理解を深め、性の多様性が尊重される社会の実現に向けた県民等の自発的な活動を促すために必要な啓発、広報を行います。

また、県は、職員に対する研修、啓発を行うこととし、市町、学校、事業者は、その組織内での研修、啓発に努めることとします。

教育の推進 (資料 1-3 P11)

県は、市町等と連携し、学校教育、社会教育において、性の多様性に関する人権教育の推進を図ることとします。

相談対応等 (資料 1-3 P11)

LGBTなどの当事者からの相談だけでなく、学校、職場、家庭、地域などからの相談も増加することが考えられます。県は、性の多様性に関する相談窓口を設置し、関係機関と連携し、適切な相談対応及び必要な情報提供等を行う体制を整えるとともに、寄せられた声や事例を蓄積するなどし、相談対応等の充実に努めることとします。

また、学校や事業者は、児童生徒及び職員、従業員が、性の多様性に関する相談ができるよう、適切な対応に努めることとします。

社会生活及び社会参加における対応 (資料 1-3 P12)

県は、性的指向及び性自認にかかわらず、児童、生徒等が安心して学び、育つ環境づくりや誰もが安心して働ける環境づくりに関して、合理的な配慮に努めることとします。

事業者等への支援 (資料 1-3 P13)

県は、関係機関等と連携して、学校、事業者の啓発や相談対応等の取組を支援するとともに、優良団体の顕彰制度を設けるなどし、各団体の取組の促進を図ります。

4 県民の皆さんへの意見募集（パブリックコメント）等の実施について

実施期間（予定） 10月中旬～11月中旬

意見募集のための配付資料

- ・「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例(仮称)」のあり方(中間案)
- ・条例のあり方(中間案)の概要

その他

県民の皆さんへのパブリックコメントに合わせ、県内各市町に意見照会をするとともに、企業、学校など各方面への個別の聴取も行います。

5 今後のスケジュール案

10～11月 パブリックコメント及び
市町意見照会の実施

11月 有識者等条例検討会議
(あり方(最終案)の検討)

12月 環境生活農林水産常任委員会
(あり方(最終案)の説明)

令和3年

2月 議案提出

3月 公布